



区内特別郵便

【発信 小松市税務課 市民税担当】

市民税 税額決定 通知書 在中
県民税 納 税

Valores a serem deduzidos, conforme ajuste anual ou Declaração do Imposto de Renda.

税務課 市民税担当

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

Valor líquido da renda após deduções, usado como base para cálculo do Imposto Residencial.

ミシン目より切り取り、開封してください。

年度 市民税・県民税 税額決定 通知書

令和 2 年度市民税及び県民税を次のとおり課税しましたので通知します。

小松市長 和田 慎司

課税計算のしかたは裏面にあります。

所得の内訳	単位 (円)	整理番号	年 6 月 1 0 日	調定番号	市民税 (円)	県民税 (円)
総営業等		税 額 の 区 分				
合不 動 産		所 算 出 税 額 ④				
課 利 子		調 整 控 除 額 ⑤				
配 当 当		税 額 控 除 額 ⑥				
税 給 与		得 住 宅 借 入 金 等 控 除 額 ⑦				
分 雑 給		寄 附 金 税 額 控 除 額 ⑧				
分 総合譲渡・一時		配 当 割 額 ・ 株 式 譲 渡 所 得 割 除 額 ⑨				
短期譲渡 (一般)		割 計 (④ - ⑤ - ⑥ - ⑦ - ⑧ - ⑨) ⑩				
短期譲渡 (軽減)		均 等 割 ⑪				
長期譲渡 (一般)		合 計 税 額 (⑩ + ⑪) ⑫				
長期譲渡 (特定)		市民税及び県民税の合計額 (⑫の計) ⑬				
長期譲渡 (軽減)		給 与 からの 特 別 徴 収 税 額 ⑭				
株式等譲渡 (一般)		公 的 年 金 からの 特 別 徴 収 税 額 ⑮				
株式等譲渡 (上場)		普 通 徴 収 による 納 付 額 (⑬ - ⑭ - ⑮) ⑯				
上場株式等配当等		所 得 割 除 税 額 ⑰				
先 物 取 引		《普通徴収の税額は指定口座から各納期ごとに引き落とされます》				
山林所得		納 付 額 ⑯ (円) ⑰ に係る充当額 (円) 充当後納付額 (⑯ - ⑰) (円)				
総所得金額等合計①		通 納 め る 税 額				
所得控除の内訳	単位 (円)	期 別 第 1 期				
雑損・医療		第 2 期				
社保・小企共		第 3 期				
生命・地震保険料		第 4 期				
障害・寡婦 (元)・勤労生		納 期 限 第 1 期	年 6 月 3 0 日	第 2 期	年 8 月 3 1 日	
配偶者特別		第 3 期	年 1 月 2 日	第 4 期	年 2 月 1 日	
扶養親属						
所得控除合計②						
繰越損失額						
株式譲渡繰越損失額						
配当等繰越損失額						
生物取引繰越損失額						
課税標準額③	単位 (円)					
総所得						
分離短期譲渡						
分離長期譲渡						
株式等の譲渡						
上場株式等配当等						
先物取引						
山林所得						

公的年金	特別徴収を行う公的年金の支払者の名称	特別徴収を行う公的年金	
支払者の法人番号			
徴収月	徴収税額 (円)	徴収月	徴収税額
本年度分	年 1 0 月	仮徴収	年 4 月
翌年度分	年 1 2 月	徴収	年 6 月
	年 2 月		年 8 月
	年 4 月		
	年 6 月		
	年 8 月		

(年少扶養人数 人)

◎市民税・県民税の賦課について
市民税・県民税は 年 1 月 1 日現在の住所が小松市にある人または住所はないが家屋敷・事務所などがある人に対して課税されます。したがって 年の途中で他市町村に転出されても、年度の市民税・県民税は小松市に納付していただくことになります。また、年 1 月 2 日以降に亡くなった場合でも、年度の市民税・県民税は相続人の方が代わって納付していただくことになります。

Valor total a ser pago a título de Imposto Residencial no ano corrente.

Valor de cada parcela de pagamento do Imposto Residencial. Apenas para as pessoas que pagarão o imposto através de boleto emitido pela Prefeitura ou transferência bancária.

Valor de cada parcela de pagamento do Imposto Residencial a ser descontada do salário do contribuinte.